

平成 29 年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査会（第 2 回）議事要旨

- 1 日 時 平成 29 年 8 月 18 日（金） 15 時 00 分～16 時 35 分
- 2 場 所 学術総合センター 11 階 1112 会議室
- 3 出席者 大芝委員長，影山副委員長
奥乃，菊池，越，佐藤，椎原，塚本，野坂，藤田，本田，柳本，吉川の
各委員
(機構側出席者)
福田機構長，岡本理事，森理事，武市研究開発部長
森教授，宮崎准教授，六車特任教授，齋藤助教
内藤管理部長，八木学位審査課長

- 4 平成 29 年度学位審査会（第 1 回）の議事要旨について
確定版として配付された。

5 議 事

- (1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査の結果について

平成29年度4月期の短期大学及び高等専門学校の卒業者等に対する学士の学位授与の審査（通例申請分）に関して，学位審査課長から，資料3-1及び3-2に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

その後，各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があり，また，研究開発部幹事より，今回の申請者の中に，他の大学に提出した卒業論文を学修成果としてそのまま提出した者がいたことについての補足説明があった。

これらの説明の後，審議が行われた結果，判定案のとおり，通例による申請者290人のうち，245人が「合格」，45人が「不合格」と判定された。

続いて，平成 29 年度 4 月期の高等専門学校の特例適用専攻科の修了見込み者に対する学士の学位授与に係る審査に関して，学位審査課長から，資料 3-3 に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

説明の後，審議が行われた結果，申請者 12 人全員について，単位の修得結果，学修総まとめ科目の成果の要旨及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定することとして，判定案のとおり「合格」と判定された。

- (2) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査の結果について

平成29年3月の認定課程修了者に対する修士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して，学位審査課長から，資料4に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

その後，各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員並びに研究開発部幹事から補足説明があった。

これらの説明の後，審議が行われた結果，判定案のとおり 56 人が「合格」と判定さ

れた。

なお、遠隔会議システムを活用し口頭試問を実施した委員から、臨場感が十分にあり、口頭試問を円滑に実施できた旨の報告があった。

(3) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査の結果について

平成29年3月の認定課程修了者に対する博士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して、学位審査課長から、資料5に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

その後、研究開発部幹事から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり6人が「合格」と判定された。

(4) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査の付託について

学位審査課長から、資料6に基づき、平成29年7月の認定課程修了者に係る修士の学位授与の申請状況について説明の後、機構長から学位審査会に、修士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(5) 高等専門学校の特攻科の認定に係る審査の結果について

前回の学位審査会において審査が付託された、平成29年4月に申出のあった高等専門学校の専攻科の認定の審査に関して、学位審査課長から、資料7に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びそれに基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり、1校3専攻すべてが「可」と判定された。

(6) 高等専門学校の認定専攻科の特例適用認定に係る審査の結果について

前回の学位審査会において審査が付託された、平成29年4月に申出のあった高等専門学校の認定専攻科の特例の適用認定の審査に関して、学位審査課長から、資料8に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びそれに基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり、1校3専攻すべてが「可」と判定された。

(7) 短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の変更の届出に係る審査の付託及び審査の結果について

学位審査課長から、資料9に基づき、平成29年4月以降に届出のあったもののうち、審査が必要な短期大学の専攻科1校1専攻及び高等専門学校の専攻科4校6専攻の変更について、機構長から学位審査会への審査の付託及び担当する専門委員会・部会の審査結果の報告と、その報告を受けた学位審査会判定案について説明があった。

その後、機構長から学位審査会に、特例適用認定の変更の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・

部会に審査が付託された。

各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について審議が行われた結果，判定案のとおり，短期大学の専攻科1校1専攻及び高等専門学校専攻科4校6専攻すべてが「可」とされた。

(8) 平成29年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査の付託について

平成29年度に教育の実施状況等の審査を実施する短期大学の認定専攻科に関して，学位審査課長から，資料10に基づき，機構長から学位審査会に対する教育の実施状況等の審査の付託，及び主となる審査を担当する専門委員会・部会の案について説明があった。

その後，審議が行われた結果，機構長からの付託を受け，原案のとおり教育課程・教育組織等の審査を当該専門委員会・部会に付託することとされた。

(9) 平成29年度特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査の付託について

平成29年度に教育の実施状況等の審査を実施する短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に関して，学位審査課長から，資料11に基づき，機構長から学位審査会に対する教育の実施状況等の審査の付託，及び主となる審査を担当する専門委員会・部会の案について説明があった。

その後，審議が行われた結果，機構長からの付託を受け，原案のとおり教育課程・教育組織等の審査を当該専門委員会・部会に付託することとされた。

(10) 平成29年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査の付託について

学位審査課長から，資料12に基づき，前回の学位審査会においてあらかじめ7月から審査を開始することが了承された，平成29年度に教育の実施状況等の審査の対象となる各省庁大学校の認定課程及び審査日程について説明の後，機構長から学位審査会に，審査が付託された。

この審査の付託を受け，主となる審査を担当する専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(11) 平成30年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査対象の選定について

平成30年度に教育の実施状況等の審査の対象となる短期大学の認定専攻科に関して，学位審査課長から，資料13に基づき説明があり，審議の結果，原案のとおり了承され，当該の短期大学の設置者に対し，審査の実施について通知することとされた。

(12) 平成30年度特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査対象の選定について

平成30年度に教育の実施状況等の審査の対象となる短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に関して，学位審査課長から，資料14に基づき説明があり，審議の結果，原案のとおり了承され，当該の短期大学及び高等専門学校の設置者に対し，審査の実施について通知することとされた。

(13) 特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見について

研究開発部幹事から，資料15に基づき平成28年度10月期の学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見案について説明があり，審議の結果，原案のとおり了承され，当該の短期大学及び高等専門学校に対し，通知することとされた。

(14) その他

① 学位審査課長から、資料 16 に基づき、資格試験の合格対策を目的とする授業科目の単位の取扱いについて説明があった。

説明の後、審査委員より、「文言に『対策』を入れると、対象となる授業の範囲が狭くなってしまうのではないか」との意見などがあり、審議の結果、原案のとおり了承するが、今後、必要に応じて見直しを検討していくこととされた。

② 学位審査課長から、資料 17 に基づき、今後の審査スケジュールについて、説明があった。

以 上